

学校法人東京音楽大学における役員の報酬等に関する規程

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京音楽大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第56条第1項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、通勤手当、退職金、特別功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- 2 常勤の役員の報酬月額は、別表1のとおりとし、理事会において決定する。
- 3 非常勤の役員の報酬月額は、別表2のとおりとし、理事会において決定する。

(賞与)

第4条 賞与は、6月1日及び11月1日（以下「基準日」という。）に、それぞれ在職する役員に対して支給する。

- 2 前項の賞与は、別表3に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(通勤手当)

第5条 常勤の役員に通勤手当を支給するものとし、通勤手当の支給要件、支給額は、学校法人東京音楽大学給与規程（以下「職員給与規程」という。）第15条の規定を準用する。

2 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給については、職員給与規程の規定を準用する。

(退職金)

第6条 退職金は役員が退職した場合その者にこれを支給する。ただし、次の各号の一つに該当した場合には退職金を支給しない。

- (1) 懲戒による免職
 - (2) 禁固以上の刑に処されたことによる退職
 - (3) 在職1年未満の退職
- 2 役員が退職後、在職中の勤務に関し、懲戒による免職処分を受ける事由に相当する事実が明らかになったときには、すでに支給した退職金を返還させ、又は退職金を支給しないことができる。
- 3 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、判決の確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、退職時に支給すべきであった退職金を支給する。
- 4 退職金の金額は、役員が退職し又は死亡した日における報酬月額にその在職年数に応じて別表4に定める算式により算出される額とし、在職期間に1年未満の月数があるときは、月割りして計算する。
- 5 前項により算出された金額に1,000円未満の端数があったときは、これを切り捨てるものとする。

(教職員から引き続いて役員となる場合の特例)

第7条 教職員が役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその在職期間には、その者の教職員としての在職期間を含むものとする。

- 2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合においては、前条の規定にかかわらず退職金は支給しない。
- 3 教職員が役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった者が退職する場合の退職金については、役員としての在職期間を学校法人東京音楽大学教職員退職金支給規程による在職期間とみなして同規程を準用して得られた額とする。

(特別功労金)

第8条 役員に対しては、在職中特別に功労があった者、重要な役職にあった者に特別功労金を加算して支給することができる。

- 2 特別功労金の額は、別表5に定める算式により算出される額の範囲内の額で、評議員会の意見を聴いた上、理事会で決定する。

(報酬等の支給日)

第9条 役員に対する報酬等の支給の時期等は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 報酬 報酬の支給は、役員が在籍した当月額を対象とし、支給日は原則として毎月25日とする。ただし、その日が金融機関の不営業日に当たるときはその前日を支給日とする。
 - (2) 通勤手当 職員給与規程の規定を準用する。
 - (3) 賞与 賞与は6月及び11月の報酬の支給日に支給する。
 - (4) 退職金及び特別功労金 退職金及び特別功労金の支給は、退職又は死亡の日から1か月以内に支払うものとする。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 役員が死亡した場合は、その報酬等を遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 役員が在職中死亡したときの報酬等は、次の順位により遺族にこれを支給する。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者、又は役員の死亡当時これと生計を一つとしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他の親族で前号に該当しない者
- 2 報酬等の支給を受ける順位は前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。その他の親族については、役員との親等の近いものを先順位とする。
- 3 報酬等の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。
- 4 役員が遺言で前項までに規定する者のうち特定の者を指定した場合には、前項までの規定にかかわらずこの指定した者に支給する。

(費用)

第11条 役員には、別に定める学校法人東京音楽大学旅費規程を準用し、旅費を支給する。ただし、日当はこの限りでない。

2 役員が職務の執行に当たって前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、総務部総務広報課が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学校法人東京音楽大学役員給与規程（平成5年4月15日制定）及び学校法人東京音楽大学役員退職金支給規程（平成5年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規程は、令和5年9月20日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年11月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和7年4月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表1 常勤の役員の報酬

号 俸	報酬月額
1	706,000円
2	761,000円
3	818,000円
4	895,000円
5	965,000円

別表2 非常勤の役員の報酬

号 俸	報酬月額
1	180,000円
2	240,000円
3	300,000円

別表3 役員の賞与

常勤の役員	6月期	基準日の報酬月額×2.1か月分
	11月期	基準日の報酬月額×2.3か月分
非常勤の役員	各 期	基準日の報酬月額×2か月分

別表4 退職金の計算

常勤の役員	退任日の報酬月額×常勤役員在職年数
非常勤の役員	退任日の報酬月額×非常勤役員在職年数×2分の1

別表5 特別功労金の上限

常勤の役員の在職年数	退職金額の2分の1
非常勤の役員の在職年数	退職金額の3分の1